

令和 7 年 6 月 20 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

紙による引き渡し量調査の記入方法について (分別収集物（プラスチック資源循環促進法）)

「分別収集物（プラスチック資源循環促進法）の引き渡し量調査」については、プラスチック資源循環促進法に基づき、分別収集物（プラスチック資源循環促進法 3 2 条）を当協会へ引き渡す予定、又は国の認定計画（プラスチック資源循環促進法 3 3 条）を申請（予定含む）している市町村及び一部事務組合を対象とした調査です。上記に該当しない場合には記入・返送不要です。

「分別収集物（プラスチック資源循環促進法）の引き渡し量調査」について紙での回答を行う場合、以下をご参照いただいたうえで、左上に **プラ法** と表示されている調査票（緑色）に必要事項をご記入のうえ、同封の「返信用封筒」に調査票を入れてご返送願います。

【質問1】

1. ご連絡先

市町村又は一部事務組合コード、市町村名又は一部事務組合名、連絡先所在地、担当者情報等の項目全てご記入ください。

【質問2】

2. 回答者種別

下記をご参照のうえ、該当するものを選択し、□に ☒ 印を付けてください。

- ①単 独 市 町 村： 自ら分別収集物(32条)の指定法人への引き渡し又は認定計画(33条)の策定を行う市町村
- ②代 表 市 町 村： 複数の他市町村を代表して、分別収集物(32条)の指定法人への引き渡し又は認定計画(33条)の策定を行う市町村
- ③一部事務組合： 一部事務組合、広域連合等に該当する地方公共団体(市町村の方は該当しません)

3. 分別収集物(プラスチック資源循環促進法32条)の引き渡し予定量

当協会では、今回の調査結果に基づき、当協会における令和 8 年度予算及び再商品化委託単価の策定等を行います。調査時の引き渡し予定量（以下、「引き渡し予定量」という。）と実際の引き渡し量が大きく異なる場合、適正な再商品化委託単価の策定が困難になる等、再商品化業務遂行上の障害になることがあります。そのため、今回の調査でご記入いただく引き渡し予定量と実際の引き渡し量との差異がでるだけ小さくなるよう、直近の収集実績等を十分に勘案し、ご回答をお願いいたします。

なお、プラスチック資源循環促進法に基づく認定計画（3 3 条）の申請のみ予定しており、プラスチック資源循環促進法（3 2 条）に基づく引き渡しを行わない場合は記入不要です。

(1) 『容リプラ』 令和8年度の指定法人への引き渡し予定量 (kg)

- ・該当する項目の□に ☒ 印を付けたうえで、令和8年度に指定法人に対して引き渡しを行う予定の容リプラの数量を、kg 単位（下1桁を四捨五入）でご記入ください。
- ・期中での収集物の変更や保管施設が複数ある（期初、期中問わず）等によって、容器包装リサイクル法に基づく容リプラの引き渡しとプラスチック資源循環促進法（32条）に基づく分別収集物の引き渡しの両方を予定している場合は、**容リ法**と表示されている調査票（桃色）の【質問2】3. 申込有無で「プラスチック資源循環促進法に基づく再商品化を予定している。」「期中」に ☒ 印を付け、容リ法におけるプラスチック製容器包装として引き渡す期間の数量を**容リ法**と表示されている調査票（桃色）に、プラスチック資源循環促進法（32条）における分別収集物の引き渡し予定量を**プラ法**と表示されている調査票（緑色）にご記入ください。

（例）4月～9月は容器包装リサイクル法に基づく容リプラのみ引き渡し、10月より収集物変更によりプラスチック資源循環促進法（32条）に基づく分別収集物の引き渡し予定の場合

（例）保管施設が2つ（A、B）あり、年間を通して保管施設Aは容リ法におけるプラスチック製容器包装のみ引き渡し、保管施設Bはプラスチック資源循環促進法（32条）における分別収集物を引き渡す場合
- ・容リ法におけるプラスチック製容器包装の引き渡しがなく、プラスチック資源循環促進法（32条）に基づく分別収集物の引き渡しを予定している場合は、**容リ法**と表示されている調査票（桃色）の【質問2】3. 申込有無で「プラスチック資源循環促進法に基づく再商品化を予定している。」「期初」に ☒ 印、4. 引き渡し予定量の「プラスチック製容器包装」は「申し込まない」に ☒ 印を付けてください。**プラ法**と表示されている調査票（緑色）にプラスチック資源循環促進法（32条）における分別収集物の引き渡し予定量をご記入ください。

（例）今までプラスチック製容器包装を引き渡していなかった市町村が、10月からプラスチック資源循環促進法（32条）における分別収集物を引き渡す場合
- ・一部事務組合が引き渡しを申込む場合は、構成市町村の分を含めた一部事務組合全体としての引き渡し予定量をご記入ください。
- ・市町村が複数の市町村を代表して引き渡しを申込む場合（＝代表市町村の場合）には、自らを含む全ての構成市町村の引き渡し予定量の合計をご記入ください。
- ・容リプラの引き渡しを行わず、製品プラ及び産廃プラのみ引き渡すことはできません。

【指定法人への引き渡し予定量について】

●特定事業者負担分と市町村負担分双方（全量）：

引き渡し予定量の記入の際には、引き渡し予定量の全量（市町村が収集した分別基準適合物について、特定事業者負担分と市町村負担分の両方）をご記入ください。

●特定事業者負担分のみ：

『分別基準適合物の引き取り及び再商品化』の概要の「5. 特定事業者責任比率及び市町村負担比率」にある特定事業者責任比率を参考にいただき、特定事業者負担分のみの数量を算定してご記入ください。なお、市町村負担分は独自処理となりますので、協会への引き渡しは行えません。

(2) 『製品プラ』 令和8年度の指定法人への引き渡し予定量 (kg)：

- ・該当する項目の□に ☒ 印を付けたうえで、令和8年度に指定法人に対して引き渡しを行う予定の製品プラの数量を、kg 単位（下1桁を四捨五入）でご記入ください。

(3) 『産廃プラ』 令和8年度の指定法人への引き渡し予定量 (kg)：

- ・該当する項目の□に ☒ 印を付けたうえで、令和8年度に指定法人に対して引き渡しを行う予定の産廃プラの数量を、kg 単位（下1桁を四捨五入）でご記入ください。

4. プラスチック資源循環促進法33条の認定計画

認定計画を国へ申請された（予定を含む）場合は、国への申請内容と一致した数量を記載してください。認定計画を申請しない場合は記入不要です。

- ・期中での収集物の変更や保管施設が複数ある（期初、期中問わず）等によって、容器包装リサイクル法に基づく容リプラの引き渡しとプラスチック資源循環促進法に基づく認定計画（33条）の両方を予定している場合は、**容リ法**と表示されている調査票（桃色）の【質問2】3. 申込有無で「プラスチック資源循環促進法に基づく再商品化を予定している。」「期中」に✓印を付け、容リ法におけるプラスチック製容器包装として引き渡す期間の数量を**容リ法**と表示されている調査票（桃色）に、プラスチック資源循環促進法（33条）の認定計画量を**プラ法**と表示されている調査票（緑色）にご記入ください。

（例）保管施設Aは容器包装リサイクル法に基づく容リプラのみ引き渡し、保管施設Bはプラスチック資源循環促進法に基づく認定計画（33条）を国へ申請している場合

（例）保管施設が2つ（A、B）あり、年間を通して保管施設Aは容リ法におけるプラスチック製容器包装のみ引き渡し、保管施設Bはプラスチック資源循環促進法に基づく認定計画（33条）を国へ申請している場合

- ・容リ法におけるプラスチック製容器包装の引き渡しがなくプラスチック資源循環促進法に基づく認定計画（33条）を予定している場合は、**容リ法**と表示されている調査票（桃色）の【質問2】3. 申込有無で「プラスチック資源循環促進法に基づく再商品化を予定している。」「期初」に✓印、4. 引き渡し予定量の「プラスチック製容器包装」は「申し込まない」に✓印を付けてください。**プラ法**と表示されている調査票（緑色）にプラスチック資源循環促進法（33条）の認定計画量をご記入ください。

（例）今までプラスチック製容器包装を引き渡していなかった市町村が、10月からプラスチック資源循環促進法に基づく認定計画（33条）を国へ申請している場合

【質問3】

【質問2】「2. 回答者種別」で「②代表市町村」又は「③一部事務組合」と回答した方で「3. 分別収集物（プラスチック資源循環促進法32条）の引き渡し」を予定している方のみご記入ください。

- ①構成市町村名、市町村コードをご記入ください。
- ②申込みを行う（指定法人への引き渡しを希望する）品目について○印、申込みを行わない品目について×印をご記入ください。

【特記事項】

プラスチック資源循環促進法32条の引き渡しや同法33条の認定計画において、以下の項目について詳細を記入してください。文字制限はありません。枠の範囲内でご記入ください。

- ・当協会への引き渡し開始時期、終了時期
 - ・製品プラの収集品目（プラスチック100%のみを対象、環境省の分別収集の手引きと同じ等）
 - ・ベールの特徴（容リプラと製品プラのベールが別々になる場合）
 - ・期中で容器包装リサイクル法に基づく容リプラの引き渡しからプラスチック資源循環促進法に基づく分別収集物の引き渡しに変更する場合の変更時期
- （例）4月～9月は容リプラのみ引き渡し、10月より収集物の変更によりプラスチック資源循環促進法32条で引き渡し予定。10月より容リプラ、製品プラが混ざったベールとなる。製品プラの収集品目はプラスチック100%のみを予定している。
- （例）4月よりプラスチック資源循環促進法32条で引き渡し予定。当市は保管施設が2か所あり、収集物の違いにより保管施設Aは容リプラのみのベール、保管施設Bは分別収集物のベールに分かれて引き渡し予定。製品プラの収集品目は環境省の手引きと同じ。
- （例）7月よりプラスチック資源循環促進法33条の認定計画が開始予定。4月～6月までの間は容リプラのみを協会に引き渡し予定。

以上

※ 分別収集物(プラスチック資源循環促進法)の申込みを行わない場合は返送不要

令和8年度 分別収集物(プラスチック資源循環促進法)の引き渡し量に関する調査票

【質問1】 1. ご連絡先の項目を全てご記入ください。

1. ご連絡先

市町村又は 一部事務組合コード	0000	市町村名又は 一部事務組合名	容器リサイクル衛生組合
郵便番号	〒 000-0000		
連絡先所在地	(カナ) トウキョウトヨウキリサイクルシリサイウルマチ1バンチ1ゴウ (漢字) 東京都容器リサイクル市リサイクル町1番地1号		
担当部署	リサイクル部	担当者名	(カナ) ホウソウ ジロウ
役職	主任		(漢字) 包装 次郎
電話番号	03-1234-6789	FAX番号	03-1234-9999
E-mail	youki@x x x . x x . x x		

【質問 2】 2. 回答者種別、3. 分別収集物（プラスチック資源循環促進法 32 条）の引き渡し予定量及び

4. プラスチック資源循環促進法33条の認定計画量についてもご記入ください。

2. 回答者種別

※□にチェックを入れてください。

☐ ①単独市町村
☐ ②代表市町村
☒ ③一部事務組合（市町村の方は「③一部事務組合」以外を選択してください）

※資料11-1の【2. 回答者種別】及び調査票裏面の【回答内容判断チャート】を確認のうえ、ご記入ください。

※以下の3. 及び4. については、資料11-4の【記入例】を必ずご確認のうえご記入ください。

3. 分別収集物(プラスチック資源循環促進法32条)の引き渡し予定量

※令和8年度の引き渡し予定量をご記入ください。

分別収集物(プラスチック資源循環促進法32条第1項第8号の引渡し予定量をご記入ください)		引渡し予定量(kg) 欄を反映した数字をご記入ください。	
		R 8 年 度 引 渡 予 定 量 (kg)	
容リプラ	☐ 特定事業者負担分のみ ☒ 申し込む ☐ 申し込まない	1 0 0 0 0 0	kg
製品プラ	☒ 申し込む ☐ 申し込まない	2 0 0 0 0	kg
産廃プラ	☐ 申し込む ☒ 申し込まない		kg

「容リ法」と記載されている調査票(桃色)で「期中から」「プラスチック資源循環促進法に基づく再商品化を予定している」をチェックした場合、プラスチック資源循環促進法(32条)の引き渡し予定量のみご記入ください。容リ法のプラスチック製容器包装として引き渡す期間の数量は「容リ法」と記載されている調査票(桃色)にご記入ください。

kg単位(下1桁を四捨五入)でご記入ください。

申し込まない場合についてもチェックを入れてください。

4. プラスチック資源循環促進法33条の認定計画

※認定計画を申請された(予定も含む)場合はご記入ください。

「容リ法」と記載されている調査票（桃色）で「期中から」「プラスチック資源循環促進法に基づく再商品化を予定している」をチェックした場合、プラスチック資源循環促進法（３３条）の認定計画量のみご記入ください。容リ法のプラスチック製容器包装として引き渡す期間の数量は「容リ法」と記載されている調査票（桃色）にご記入ください。		8 0 0 0 0 kg 7 0 0 0 0 kg 1 0 0 0 0 kg 0 kg
うち容リプラ		
うち製品プラ及び産廃		

【質問3】 **2. 回答者種別で「②代表市町村」又は「③一部事務組合」と回答した方で、
3. 分別収集物(プラスチック資源循環促進法32条)の引き渡しを予定している方のみご記入ください。**

貴市町村又は貴組合が代表して引き渡しを申込み予定の構成市町村について、品目別の申込み予定状況を下表に記入してください。

① 構成市町村ごとに、申込みを行う（指定法人への引き渡しを希望する）品目について○印、申込みを行わない

品目について×印を記入してください。

貴市町村又は貴組合が代表で指定法人に 引き渡しを申込み予定の構成市町村		容リプラ	製品プラ	産廃プラ
市町村名	市町村 コード			
容器包装リサイクル市	*****	○	○	×
Y町	*****	○	×	×
Z村	*****	○	×	×
α市	*****	○	○	×
構成市町村名、市町村コードをご記入ください。		構成市町村ごとに引渡を予定している品目に○、予定していない項目に×をご記入ください。		

【特記事項】（文字制限はありません。枠の範囲内でご記入ください。）

※製品プラ等の収集品目（プラ100%のみ、環境省の分別収集の手引きと同じ等）やベールの特徴（容リプラと製品プラが別々のベール）等を記入してください。また、期中で容リ法からプラ法（32条又は33条）の引き渡し変更する場合は、変更する時期を記入してください。

（例）4月～9月は容リプラのみ引き渡し、10月より収集物の変更によりプラスチック資源循環促進法32条で引き渡し予定。

なお、7月より別保管施設にてプラスチック資源循環促進法33条の認定計画も開始予定。

引き渡すベールについては、プラスチック資源循環促進法32条、33条ともに容リプラ、製品プラが混ざったものになる。

製品プラ等の収集品目については100%プラスチックのみ。

※本調査票は令和8年度の申込み数量を把握し、予算策定する際の基礎データとなりますので、正確に記入してください。